

認可地縁団体の手引き

令和4年8月 改訂版



西条市 市民協働推進課

目次

I 制度の概要

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 地縁による団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 認可申請手続き

- 1 申請できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 6~7
- 3 申請から認可までの大まかな流れ・・・・・・・・ 8
- 4 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 9~10

III 認可後の地縁団体

- 1 認可後の手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・ 11~13
- 2 代表者や規約に変更があった場合・・・・・・・・ 14~15
- 3 認可地縁団体にかかる税金・・・・・・・・ 16
- 4 認可の取り消しと解散・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

IV その他

- 1 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例・・・・・・・・ 18

様式集及び記入例

I 認可申請

- 1 認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
- 2 区域地番一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～23
- 3 認可申請を総会で決議したことを証する書類・・・・・・・・ 24～25
- 4 構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を
現に行っていることを記載した書類・・・・・・・・ 28～29
- 6 申請者が代表者であることを証する書類・・・・・・・・ 30～31
- 7 議事録作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 8 規約作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33～40

II 印鑑の登録・廃止、証明書関係

- 1 認可地縁団体証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・ 42～43
- 2 認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・・・ 44～45
- 3 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・ 46～47
- 4 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書・・・・・・・・・・・・ 48～49

III 変更関係

- 1 告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・ 51～53
- 2 告示された事項に変更があった旨を証する書類・・・・・・・・ 54～55
- 3 申請者が代表者であることを証する書類・・・・・・・・ 56～57
- 4 変更があったことについて総会で決議したことを証する書類・・ 58～60
- 5 規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・ 61～62
- 6 規約変更の内容及び理由を記載した書類・・・・・・・・ 63～64
- 7 規約変更を総会で議決したことを証する書類・・・・・・・・ 65～66

I 制度の概要

1 はじめに

平成3年4月の地方自治法の改正以前は、自治会には法人格が認められていなかったため、自治会で所有する集会所等の不動産登記名義は、自治会長個人の名義などで不動産登記を行ってきました。このことにより、名義人である自治会長等が転居や死亡などによって自治会の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続の問題などが生じていました。

こうした問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、一定の手続きの下に法人格を取得できるようになりました。

(地方自治法第260条の2)

2 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）のことであり、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」であると考えられます。

3 認可地縁団体とは

地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村長の認可が必要となります。一定の手続きの下、市町村長から認可を受けた場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことで対抗できることとなります。このように、市町村長から認可を受けた地縁による団体を、認可地縁団体と言います。

なお、NPO法人とは異なり、法人としての登記は必要ありません。

Ⅱ 認可申請手続き

1 申請できる団体

- 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
いわゆる自治会、町内会が対象です。以下の団体は対象となりませんので
ご注意ください。

<対象外の団体（例）>

- 特定の活動だけを行う団体
(同好会やスポーツ活動のような特定の活動のみを行う団体など)
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
(老人会や子供会（年齢の制限）、青年団、婦人会（性別の制限）など)

2 認可の要件

次の4つの要件をすべて満たしている地縁による団体（自治会・町内会）が認可の対象となります。なお、認可後にこれらの要件を満たさなくなった団体は、認可取消しとなります。

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

→ 認可を申請する地縁による団体が、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記する必要があります。

また、「現にその活動を行っていることと認められる」には、総会に提出された前年度の活動実績の報告書を提出いただく必要があります。

- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

→ 町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、道路や河川等により区域を画することも可能とされています。

- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

→ 「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味です。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、「相当数」とは、一般的には当該区域の住民の過半数を判断基準としています。

④ 規約を定めていること。

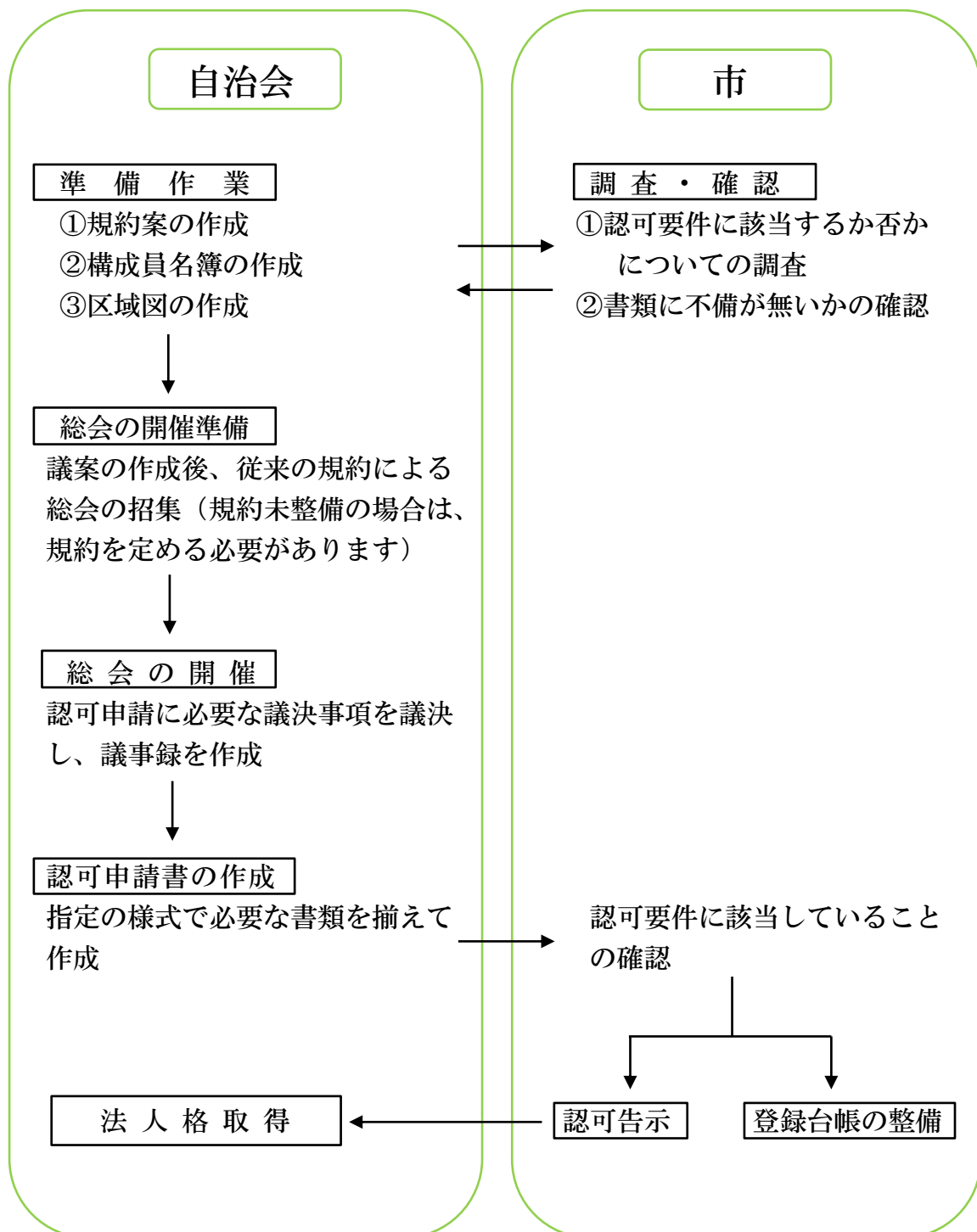
→ 規約には、以下の事項が定められている必要があります。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 区域
- (エ) 主たる事務所の所在地
- (オ) 構成員の資格に関する事項
- (カ) 代表者に関する事項
- (キ) 会議に関する事項
- (ク) 資産に関する事項

令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第一条で地方自治法の一部改正が行われ、令和3年11月26日から、不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

3 申請から認可までの大まかな流れ

申請準備前に必ず市民協働推進課までご相談ください。



4 申請に必要な書類

① 認可申請書（様式集 20P～21P）

② 区域地番一覧表（様式集 22P～23P）

区域内の地番の一覧表が必要です。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
（様式集 24P～25P）

以下の事項が記載された総会議事録の写しが必要です。

- (ア) 地縁による団体の認可申請を行うことの議決
- (イ) 認可申請に伴う規約（会則）の変更について
- (ウ) 申請者である代表者の選出
- (エ) 保有（予定）資産の確定 ※保有（予定）資産が無い場合は省略可
- (オ) 議長1名及び議事録署名人2名以上による署名・押印
- (カ) 申請者である代表者による原本証明

④ 構成員の名簿（様式集 26P～27P）

様式は自由ですが、構成員全員の氏名、住所を記載したものがが必要です。

※ 構成員は、当該区域に住所を有する個人であれば、年齢・性別等を問わないこととされていますので、未成年者の名前なども記載する必要があります。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（様式集 28P～29P）

申請前年度における「事業報告書」・「決算報告書」、申請年度における「事業計画書」・「予算書」が必要です。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（様式集 30P～32P）

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録証明人の署名・押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名・押印のあるものがが必要です。

⑦ **規約**（様式集 33P～40P）

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織・活動のあり方を律するものとして重要な位置づけをなすものです。

※ 地方自治法及び同法施行規則に従った内容である必要があるため、市民協働推進課まで事前にご相談ください。

⑧ **区域図**

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可後の手続き等

地縁による団体の代表者が、申請書類により市町村長へ認可申請を行い、市町村長から認可の要件に該当していると認められたとき、その認可をもって地縁による団体は権利能力を有し、法人格を得ることになります。

認可後の手続き等については、以下の通りです。

① 法務局への登記について

認可地縁団体は、市長の認可によって法人格を得るため、法務局への法人登記は必要ありません。

② 不動産登記について

認可後は、自治会名義で不動産の登記が可能となります。法務局で保有した不動産の登記を行い、その後、登記簿謄本の写しを市民協働推進課に提出してください。

なお、登記に際して必要となる認可地縁団体証明書は、法務局ではなく市民協働推進課で発行します。

③ 認可地縁団体証明書について（様式集 42P～43P）

告示日以降、申請に基づき、認可地縁団体台帳の写しを交付します。

※ 認可地縁団体証明書は、どなたでも取得することができます。

- 証明書発行手数料 1通 300円
- お持ちいただくもの
 - (ア) 認可地縁団体証明書交付申請書
 - (イ) 申請者の印（認印で可）

④ 認可地縁団体印鑑登録について（様式集 44P～45P）

認可地縁団体が不動産登記等を行う際に、印鑑登録証明書が必要な場合、認可地縁団体の代表者の印鑑を登録することができます。

印鑑の登録、変更、廃止については、手数料は発生しませんが、印鑑登録証明書の発行に関しては、1通あたり300円の手数料が必要となります。

申請は原則、代表者本人に限りますが、代理人を設置する旨の告示をしている団体においては、代理人による申請も可能です。

なお、代理申請を行う場合は、代表者からの委任状が必要です。ご注意ください。

※ 印鑑登録は義務ではありませんので、必要に応じてご登録ください。

※ 代表者が交代された場合は、自動的に登録が廃止されます。

※ 新しい代表者の印鑑登録証明書が必要な場合は、新しい代表者にて再度ご登録をお願いします。

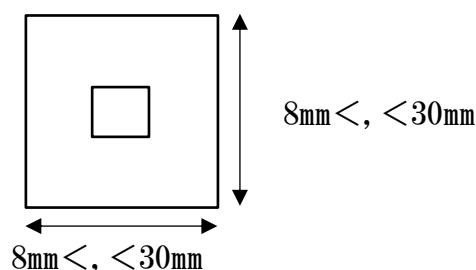
○お持ちいただくもの

(ア) 認可地縁団体印鑑登録申請書

(イ) 登録しようとする認可地縁団体印鑑（表示例：○○自治会長之印）

※ 以下、登録できない印鑑

- ・ゴム印等の変形しやすいもの
- ・印影の大きさが8mm四方より小さいもの
- ・印影の大きさが30mm四方より大きいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他認可地縁団体登録印鑑として適当でないもの



(ウ) 代表者の実印

(エ) 代表者の印鑑登録証明書

(オ) 委任状（代理申請の場合）

(カ) 申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

⑤ **認可地縁団体の印鑑登録証明書**（様式集 46P～47P）

印鑑登録後、申請に基づき、印鑑登録証明書を交付します。

申請は原則、代表者本人に限りますが、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代理人を設置する旨の告示をしている団体においては、代理人による申請も可能です。

なお、代理申請を行う場合は、代表者からの委任状が必要です。ご注意ください。（様式任意）

○証明書発行手数料 1通 300円

○お持ちいただくもの

（ア）認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

（イ）登録されている認可地縁団体印鑑

（ウ）委任状（代理申請の場合）

（エ）申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

⑥ **認可地縁団体の印鑑登録廃止**（様式集 48P～49P）

印鑑登録が不要となった場合、登録印鑑を変更される場合や紛失した場合は、印鑑登録廃止申請をする必要があります。

申請は原則、代表者本人に限りますが、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代理人を設置する旨の告示をしている団体においては、代理人による申請も可能です。

なお、代理申請を行う場合は、代表者からの委任状が必要です。ご注意ください。（様式任意）

○お持ちいただくもの

（ア）認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

（イ）廃止しようとする地縁団体の登録印鑑

（登録印鑑を紛失した場合、代表者の実印及び印鑑登録証明書を添付のこと。）

（ウ）委任状（代理申請の場合）

（エ）申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

2 代表者や規約に変更があった場合

① 告示内容の変更について（様式集 51P～60P）

認可時の告示内容（以下参照）が変更になった場合、その都度、変更内容を告示しなければなりません。告示事項変更届出書に必要事項を記入していただき、市民協働推進課に提出してください。

○告示事項

- (ア) 名称
- (イ) 規約に定める目的
- (ウ) 区域
- (エ) 主たる事務所の所在地
- (オ) 代表者の氏名及び住所 （※ 代表者が交代される場合は、その都度変更の届出が必要になります）
- (カ) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (キ) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (ク) 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- (ケ) 認可年月日

○提出する書類

- (ア) 告示事項変更届出書
- (イ) 告示された事項に変更があった旨を証する書類
- (ウ) 申請者が代表者であることを証する書類（代表者交代の場合）
- (エ) 変更を決議した総会議事録の写し（原本と相違ない旨の代表者による証明があるもの）

② 規約の変更について（様式集 61P～66P）

認可時の規約内容を変更する場合は、市長の認可が必要になります。自治会内でよく相談し、自治会総会での承認を受けた後、規約変更認可申請書を市民協働推進課に提出してください。

※ 総会開催前に市民協働推進課まで変更内容のご連絡をお願いします。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）」が令和4年5月20日公布されたことにより、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

この場合の議事録の作成例は、様式集 59P～60P を参照ください。

3 認可地縁団体にかかる税金

認可地縁団体は、納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」によって減免措置が適用となる場合がありますので、詳しくは以下のお問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	問合せ先
市税	法人市民税	減免措置あり	均等割・法人税割課税 ※均等割に関しては一部減免措置あり	西条市 市民税課 市民税係 TEL:0897-52-1317(直通)
	固定資産税	減免措置あり	従来通り課税 ※減免措置あり	西条市 資産税課 資産税係 TEL:0897-52-1276(直通)
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	均等割・法人税割課税	愛媛県 東予地方局 課税課 事業税係 TEL:0897-56-1300(代表)
	法人事業税	非課税	課税	愛媛県 東予地方局 課税課 事業税係 TEL:0897-56-1300(代表)
	不動産取得税	従来通り課税 ※減免措置あり	従来通り課税 ※減免措置あり	愛媛県 東予地方局 課税課 不動産取得税 グループ TEL:0897-56-1300(代表)
国税	法人税	非課税	課税	伊予西条税務署 TEL:0897-56-3290(代表)
	登録免許税	課税	課税	松山地方法務局 西条支局 TEL:0897-56-0188(代表)

4 認可の取り消しと解散

① 取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げるような事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- (ア) 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (イ) 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (ウ) 区域内の一部住民について、正当な理由なく加入を認めなかったとき
- (エ) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員として認められないとき
- (オ) 詐欺、威圧等不正な手段により認可を受けたとき

② 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届け出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- (ア) 規約に定めた解散事由の発生
- (イ) 破産手続き開始の決定
- (ウ) 認可の取り消し
- (エ) 総会の決議
- (オ) 構成員が欠けたこと

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）」が令和4年5月20日公布されたことにより、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数が三回以上から一回に変更となりました。

IV その他

1 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

① 認可地縁団体が所有する登記申請の特例について

地縁団体が認可を受けたことにより、当該認可地縁団体名義に所有権の保存又は移転の登記（不動産登記）を申請しようとしても、名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、登記の申請をすることができない状況にありました。

そのため、地方自治法の一部が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、地方自治法に認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例（以下「特例制度」）が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、申請により市長の公告手続きを経て、認可地縁団体が登記申請できるようになりました。（地方自治法第 260 条の 38）

② 特例制度を受けるための要件

次に掲げる 4 つの要件（地方自治法第 260 条の 38 第 1 項）をすべて満たす場合、特例制度の申請が可能です。

- (ア) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (イ) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (ウ) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (エ) 当該不動産の登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

様式集及び記入例

I 認可申請

様式集及び記入例は、西条市役所ホームページ市民協働推進課内の申請書ダウンロードページでもご覧いただけます。

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/shiminkyodo/shinseisho-shiminkyodo.html>

年 月 日

西条市長

殿

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(記入例)

西条市長 ○○ ○○ 殿

提出日

○○年○○月○○日

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 西条市○○番地○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 西条市○○番地○

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約【規約に基づく区域図（国調地番図又は住宅地図）、区域地番一覧表を添付】
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類【旧規約添付】
- 3 構成員の名簿(氏名、住所を記載)
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

認可を申請することについて総会で
議決したことを証する書類

従前の会則（規約）に基づく総会を、 年 月 日開催し、別紙議事録のとおり、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づく地縁による団体の認可申請を行う旨、議決したことを証明します。

なお、従前の会則（規約）は別紙のとおりであります。

年 月 日

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

(記入例)

認可を申請することについて総会で
議決したことを証する書類

従前の会則（規約）に基づく総会を、〇〇年〇〇月〇〇日開催し、別紙議事録のとおり、地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁による団体の認可申請を行う旨、議決したことを証明します。

なお、従前の会則（規約）は別紙のとおりであります。

〇〇年〇〇月〇〇日 ←

提出日

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

自治会構成員名簿

No

番号	住 所	氏 名	番号	住 所	氏 名
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

(記入例)

〇〇自治会構成員名簿

No〇

番号	住 所	氏 名	番号	住 所	氏 名
1	〇〇番地〇	西条 太郎	26		
2	〃	花子	27		
3	〃	一郎	28		
4	〃	良子	29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

年 月 日

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な
共同活動を現に行っていることを記載した書類

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

上記実績の書類は、次のとおりであります。

記

- | | | |
|---|------------------|--------|
| 1 | 前年度事業報告書 | 別紙のとおり |
| 2 | 前年度決算報告書並びに監査報告書 | 別紙のとおり |
| 3 | 今年度事業計画書 | 別紙のとおり |
| 4 | 今年度事業予算書 | 別紙のとおり |

(注：1～4 にそれぞれ、代表者の原本証明があること)

(記入例)

提出日 → ○○年○○月○○日

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な
共同活動を現に行っていることを記載した書類

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 西条市○○番地○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 西条市○○番地○

上記実績の書類は、次のとおりであります。

記

- | | | |
|---|------------------|--------|
| 1 | 前年度事業報告書 | 別紙のとおり |
| 2 | 前年度決算報告書並びに監査報告書 | 別紙のとおり |
| 3 | 今年度事業計画書 | 別紙のとおり |
| 4 | 今年度事業予算書 | 別紙のとおり |

(注：1～4にそれぞれ、代表者の原本証明があること)

(例)

以上、この写しは、○○年度○○自治会 総会議事録と相違ない。
○○年○○月○○日
○○自治会長 ○○ ○○ (署名又は記名と押印)

年 月 日

申請者が代表者であることを証する書類

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- 1 年 月 日開催の総会において、_____が代表者（会長）
になることを承認し、議決しました。

なお、会議録は、別紙のとおりであります。

2 本人の承諾

私は、 _____ 自治会の代表者（会長）に就任することを承諾します。

年 月 日

_____自治会

(自署) _____

(記入例)

提出日 → ○○年○○月○○日
申請者が代表者であることを証する書類

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 西条市○○番地○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 西条市○○番地○

1 ○○年○○月○○日開催の総会において、○○ ○○が代表者（会長）

になることを承認し、議決しました。

なお、会議録は、別紙のとおりであります。

2 本人の承諾

私は、○○ 自治会の代表者（会長）に就任することを承諾します。

○○年○○月○○日

○○ 自治会 ←

総会の日から就任までの間の日付

(自署) ○○ ○○

(作成例)

〇〇年度 〇〇自治会(臨時)総会議事録

1. 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催場所 〇〇集会所
3. 出席者 自治会会員〇〇人中 出席者〇〇人(委任状〇〇人)
規約〇〇条により総会は成立。
4. 議長及び議事録
署名人選出 慣例(規約)により自治会長が議長を勤めることを決議
その後議長が議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名した。
5. 議案
 - 1) 地縁による団体の認可申請を行うことの可否について
 - 2) 地縁による団体認可申請に伴う会則の変更について
 - 3) 申請人である代表者を〇〇 〇〇(氏名)にすることについて
 - 4) 不動産の取得について

以上の4議案については、審議した結果、賛成多数により可決しました。

議長	住所、氏名 (署名・押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名・押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名・押印)

〇〇年〇〇月〇〇日

この写しは、 〇〇年度〇〇自治会(臨時)総会議事録の原本と相違ない。

〇〇自治会長 〇〇 〇〇 印

←新代表者の署名のみ又は記名
と押印で可

(作成例)

〇〇〇自治会規約（又は会則）

第1章 総則 ※下線部は必須事項

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (6) その他本会の目的達成に必要な活動

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、西条市〇〇甲〇〇番地から〇〇番地までの区域とする。

又は

本会の区域は、別紙地番の区域とする。← ※別紙に区域内の全地番を明記すること。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、西条市〇〇甲〇〇番地に置く。← 集会所所在地

又は

本会の主たる事務所は、自治会長宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会 計 ○名
- (4) その他の役員 ○名
- (5) 監 事 (又は監査) ○名

(役員を選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監事（監査）は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員任期）

第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

（総会種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1票の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約変更
- (2) 財産処分
- (3) 解散
- (4) 代表者及び監事の選任

又は

3 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) ○○○○○○
- (2) ××××××

(総会の書面表決等)

- 第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

- 第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

- 第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

- 第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予

算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ西条市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

2 会員名簿は、会員の変更があるごとに、必要な変更を加えなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

Ⅱ 印鑑の登録・廃止、証明書関係

課長	副課長	係長	担当

西 条 市 長 殿

年 月 日

申 請 者	申請者の住所	
	申請者の氏名	

地縁団体の 証明書交付・閲覧許可・請求書

どの地縁団体が必要ですか。			
事 務 所			
地縁団体名			
請求は何通ですか			
証明 通		請求理由（用途等）	
閲覧 通			
決裁権者 月 日	作成交付 月 日	手数料徴収 月 日	手数料 @300 円 × 通 = 円

歳入費目

年度	事業	款	項	目	節	細節	調 定
	自治組織育成事業						年 月 日

課長	副課長	係長	担当

(記入例)

西条市長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者	申請者の住所	西条市〇〇番地〇
	申請者の氏名	〇〇 〇〇

地縁団体の 証明書交付・閲覧許可・請求書

どの地縁団体が必要ですか。			
事務所	西条市〇〇番地〇		
地縁団体名	〇〇自治会		
請求は何通ですか			
証明	〇 通	請求理由(用途等) 登記申請のため	
閲覧	通		
決裁権者 月 日	作成交付 月 日	手数料徴収 月 日	手数料 @300 円 × 通 = 円

歳入費目

年度	事業	款	項	目	節	細節	調定	月
	自治組織育成事業							
							年	日

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録申請書

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 氏 名	() 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 代理人

住所

氏名

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 3 登録しようとする認可地縁団体の印鑑を持参してください。
- 4 氏名の次には当市（市外に住所を有する場合は当該住所地）において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 5 資格（ ）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。


(記入例)

様式第1号(第6条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録申請書

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	〇〇自治会
	認可地縁団体の 事務所の所在地	西条市〇〇番地〇
	(資 格) 氏 名	(代表者) 〇〇 〇〇 印
	生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	住 所	西条市〇〇番地〇

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 代理人

住所 西条市〇〇番地〇

氏名 〇〇 〇〇

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 3 登録しようとする認可地縁団体の印鑑を持参してください。
- 4 氏名の次には当市(市外に住所を有する場合は当該住所地)において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 5 資格()欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 氏 名	() 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。 申請者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 住所 氏名
使用目的

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 3 資格（ ）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。


(記入例)

様式第3号 (第6条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

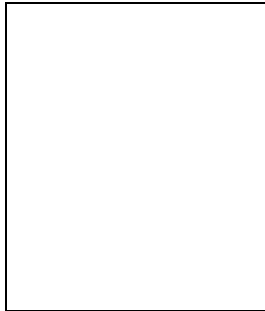
登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	〇〇自治会
	認可地縁団体の 事務所の所在地	西条市〇〇番地〇
	(資 格) 氏 名	(代表者) 〇〇 〇〇 印
	生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	住 所	西条市〇〇番地〇
上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 <u> 〇 </u> 枚の交付を申請します。 申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 住所 西条市〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇		
使用目的 登記申請のため		

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 3 資格（ ）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	廃 止 理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 改印 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他 ()

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 代理人

住所

氏名

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証明する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 3 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市（市外に住所を有する場合は当該住所地）において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。ただし、同時に新たに印鑑登録をする場合は不要です。
- 4 資格（ ）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。


(記入例)

様式第5号(第6条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

西条市長 殿

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	〇〇自治会
	認可地縁団体の 事務所の所在地	西条市〇〇番地〇
	(資 格) 氏 名	(代表者) 〇〇 〇〇
	生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	住 所	西条市〇〇番地〇
	廃 止 理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input checked="" type="checkbox"/> 改印 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他 ()

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 代理人

住所 西条市〇〇番地〇

氏名 〇〇 〇〇

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 3 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市(市外に住所を有する場合は当該住所地)において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。ただし、同時に新たに印鑑登録をする場合は不要です。
- 4 資格()欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

Ⅲ 変更関係

年 月 日

西条市長

殿

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(別添書類)

変更があったことについて、総会で決議したことを証する書類

(記入例:代表者のみの変更の場合)

提出日

※代表者変更日以降の日付

○○年○○月○○日

西条市長 ○○ ○○ 殿

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称 ○○自治会

所在地 西条市○○番地○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 西条市○○番地○

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

・旧代表者 氏名 ○○ ○○

住所 西条市○○番地○

・新代表者 氏名 △△ △△

住所 西条市△△番地△

2 変更の年月日

○○年○○月○○日

← 前会長の任期満了日の翌日

3 変更の理由

前会長が任期満了で退任し、通常総会において新たに会長を選任したため。

(別添書類)

変更があったことについて、総会で決議したことを証する書類

(記入例:代表者及び事務所の変更の場合)

〇〇年〇〇月〇〇日

西条市長 〇〇 〇〇 殿

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

・旧代表者 氏名 〇〇 〇〇

住所 西条市〇〇番地〇

旧事務所 西条市〇〇番地〇

・新代表者 氏名 △△ △△

住所 西条市△△番地△

新事務所 西条市△△番地△

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

← 前会長の任期満了日の翌日

3 変更の理由

前会長が任期満了で退任し、通常総会において新たに会長を選任したため。

また、会長の変更に伴い、事務所を移転したため。

(別添書類)

変更があったことについて、総会で決議したことを証する書類

告示された事項に変更があった旨を証する書類

年 月 日開催の総会において、別紙会議録のとおり、告示された事項
に変更があったことを証明します。

年 月 日

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

(記入例)

告示された事項に変更があった旨を証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、別紙会議録のとおり、告示された事項に変更があったことを証明します。

〇〇年〇月〇日 ←

提出日

※代表者変更日以降の日付

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

年 月 日

申請者が代表者であることを証する書類

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- 1 年 月 日開催の総会において、_____が代表者（会長）になることを承認し、議決しました。

なお、会議録は、別紙のとおりであります。

- 2 本人の承諾

私は、_____自治会の代表者（会長）に就任することを承諾します。

年 月 日

自治会

(自署)

(記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者が代表者であることを証する書類

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

- 1 〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、〇〇 〇〇が代表者（会長）になることを承認し、議決しました。

なお、会議録は、別紙のとおりであります。

- 2 本人の承諾

私は、 〇〇 自治会の代表者（会長）に就任することを承諾します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 自治会

(自署) 〇〇 〇〇

(作成例)

〇〇年度 〇〇自治会(臨時)総会議事録

1. 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催場所 〇〇集会所
3. 出席者 自治会会員〇〇人中 出席者〇〇人(委任状〇〇人)
規約〇〇条により総会は成立。
4. 議長及び議事録
署名人選出 慣例(規約)により自治会長が議長を勤めることを決議
その後議長が議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名した。
5. 議案
 - 1) 〇〇年度役員改選について
会長 〇〇 〇〇
副会長 〇〇 〇〇
会計 〇〇 〇〇 以下その他の役職

2) 〇〇の件について

以上の2議案については、審議した結果、賛成多数により可決しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長	住所、氏名 (署名・押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名・押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名・押印)

〇〇年〇〇月〇〇日

この写しは、 〇〇年度〇〇自治会(臨時)総会議事録の原本と相違ない。

〇〇自治会長 〇〇 〇〇 印

←新代表者の署名のみ又は記名
と押印で可

(作成例)

〇〇年度 〇〇自治会(臨時)総会議事録

1. 決議方法 〇〇年度通常総会の開催については、会員全員の承諾が得られた為書面で開催することとなった。
2. 回覧期間 (書面開催について) 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
(議案等について) 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
3. 回答者 (書面開催について) 自治会員〇〇人中 全員賛成
地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項により、書面等にて決議可能。
(議案等について) 自治会員〇〇人中 回答者 〇〇人
規約第〇〇条により総会は成立。
4. 議長及び議事録署名人の決定 慣例(規約)により自治会長を議長とし、議長が指名する〇〇氏、〇〇氏を議事録署名人とすることについて、集計の結果、賛成多数(全員賛成)により可決した。
5. 議案 1) 〇〇年度役員改選について
会長 〇〇 〇〇
副会長 〇〇 〇〇
会計 〇〇 〇〇
⋮
〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の件

以上、〇議案については、集計の結果、賛成多数(全員賛成)により可決した。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長	住所、氏名 (署名、押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名、押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名、押印)

〇〇年〇〇月〇〇日

この写しは、 〇〇年度〇〇自治会(臨時)総会議事録の原本と相違ない。

〇〇自治会長 〇〇 〇〇 印

←新代表者の署名のみ又は記名
と押印で可

(作成例)

- 〇〇年度 〇〇自治会(臨時)総会議事録
1. 決議方法 〇〇年度通常総会の開催については、議案等の回覧を行い会員全員から賛成が得られた為、開催を省略することとなった。
2. 回覧期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
3. 回答者 自治会員〇〇人中 全員賛成
地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項により、全ての議案が可決された。
4. 議長及び議事録署名人の決定 慣例(規約)により自治会長を議長とし、議長が指名する〇〇氏、〇〇氏を議事録署名人とすることについて、集計の結果、全員賛成により可決した。
5. 議案 1) 〇〇年度役員改選について

会長 〇〇 〇〇

副会長 〇〇 〇〇

会計 〇〇 〇〇

⋮

〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の件

〇〇年〇〇月〇〇日

議長	住所、氏名 (署名、押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名、押印)
議事録署名人	住所、氏名 (署名、押印)

〇〇年〇〇月〇〇日

この写しは、 〇〇年度〇〇自治会(臨時)総会議事録の原本と相違ない。

〇〇自治会長 〇〇 〇〇 印

←新代表者の署名のみ又は記名
と押印で可

年 月 日

西条市長

殿

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日

西条市長 〇〇 〇〇 殿

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

規約変更の内容及び理由を記載した書類

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更の内容及び理由は次のとおりであります。

1 規約変更の内容

2 変更の理由

(記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日

規約変更の内容及び理由を記載した書類

地縁による団体の名称及び事務所の
所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

規約変更の内容及び理由は次のとおりであります。

1 規約変更の内容

別紙の通り

2 変更の理由

- ・自治会区域が変更（追加）となったため
- ・自治会運営を円滑にするため 等

規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日開催の総会において、別紙議事録のとおり、規約変更について議決したことを証明します。

年 月 日

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

(記入例)

規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、別紙議事録のとおり、規約変更について議決したことを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 西条市〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 西条市〇〇番地〇

【 お問い合わせ先 】

西条市役所 市民生活部 市民協働推進課 地域組織係

TEL：0897-52-1462（直通） / FAX：0897-52-1230